

州レベルの機関（ワシントン州）

（１）社会福祉保健局（Department of Social and Health Services）

（２）ライセンス局（Department of Licensed Resources）

③ 主な任務

（１）ワシントン州社会福祉保健局（Department of Social and Health Services）に

属する機関 Children's Administration（児童福祉課）が州法と裁判所の指示に従って養子縁組の実務を遂行する。

公的な機関として、フォスターケア（社会的養護）の下に身をおく子どもたちとその実親、そして養親を含める養育者を対象にした業務である。

（２）ワシントン州ライセンス局（Department of Licensed Resources）は、里親にライ

センスを与えるのみでなく、州の委託業務を請け負っている child placing agencies

（児童福祉や養子縁組の実務をするエージェンシー）のライセンスも管理している。

4 中央当局とその任務（養子縁組に関する国又は自治領の代表機関）

①指定機関名（例：外務省内に設置，厚労省内に設置…）

連邦レベルの機関：米国国務省（Department of State）

②その主な任務：ハーグ条約に基づいた国際養子縁組について、世界各国の状況や統計などを取りまとめる総括責任の態勢を取り、情報をそのホームページに公開している。国際養子縁組の実務を遂行する国内のエージェンシー（Adoptive Service Agency）のリストを更新し、養親からの苦情や申し立ての受け皿の役目もする。

5 養子縁組機関（養子縁組仲介活動を許可されている公的機関・民間機関）

①公的機関（国内又は自治領内の設置数）

ワシントン州の場合は、配置数は1機関。社会福祉保健局（Department of Social and Health Services）に属する機関 Children's Administration（児童福祉課）がワシントン州ライセンス局（Department of Licensed Resources）と連携しながら養子縁組の実務を遂行している。

- ② 民間機関（国内又は自治領内の設置数）：州からライセンスを受けて委託業務を遂行している民間の child placing agencies（児童福祉や養子縁組の実務をするエージェンシー）の数は現在 27 機関。

ワシントン州には、そのほかにも、たくさんの私立の団体やまた、 adoption facilitator（アダプション・ファシリテーター）と呼ばれる個人の仲介者が存在するが、その数はわからない。州からの委託業務をしない民間のエージェンシーもライセンスだけは受ける義務がある。また、全米各地に、国から認可を受けた adoption attorneys（養子縁組の法的な手続きを担う弁護士）がいる。

6 民間の養子縁組機関の認可の条件はなんですか

機関の職員体制が整っていること。ディレクター、プログラム・マネジャーそしてケース・マネージャーを配置するにあたり、各々の職種が適切な教育と訓練を受けていることが条件である。

- 州法に従って養子縁組の実務を行うこと。
- 養親申請する人たちへ、以下のサービスを与える。
 - 養子縁組のプロセス、エージェンシーのプログラム、料金の収集、方針、また、法的な手続きに関する情報の提供。
 - 子どもと養親のマッチング、子どもの受け入れ、その後の家庭でのケアの方法や、養子縁組成立後に受けられる支援についての説明。
 - 養親申請者のホーム・スタディ（素性調査、家屋の点検、個人や家族の適性などを含む総括的なレポート）の作成。
 - 養親申請者に 16 時間以上のトレーニングを与える。（州法について。子どもの文化的背景やトラウマについて。児童心理。きょうだいとの関係継続の重要性、など。）
- 法廷で養子縁組が決定された後、1ヶ月に1度の家庭訪問と養親との面会をとおして、子どもの最善の利益が満たされているかどうかを確認し、裁判所に報告書を提出する。
- 子どもの法的、医療的、社会的な情報を記録の管理をし、99年間保存する態

勢をつくる。

7 認可された民間の養子縁組機関に国又は自治体の財政的援助がありますか。

どのような経費に対して援助がありますか

州からライセンスを受けて委託業務を遂行している民間の child placing agencies (児童福祉や養子縁組の実務をするエージェンシー) には、国、または自治体の直接の経済的援助は無い。だが、こういったエージェンシーは、国や自治体が提供する助成金に申請することができるので、公的な収入は、このルートで得ることが可能である。民間団体は、委託業務に対して州政府が支払うサービスごとの料金、団体や個人からの寄付によって生計を立てている。

また、米国には養親を希望している人たちを対象にした助成金が数多くある。個人がこういった助成金を受け、エージェンシーや弁護士などへの支払いにあてることができる。

8 最近、養子縁組前提で委託された子どもの数が分かりましたらご記入ください。

①国内養子縁組前提： 全国136,000件(2007年)

④ 国際養子縁組前提： 受入れた子の数=全国7,092件(2013年)

送り出した子の数= 全国96件(2015年)

9 養子縁組機関以外の養子・養親の相談支援機関又は支援システムやグループ活動

全国規模

- 養子や養親のための相談ホットライン
- アダプション・サポートという経済的な援助を得るためのアドボケートのホットライン
- 人種の違う養子を持つ養親たちのリソース・ネットワーク
- アタッチメント障害サポート・ネットワーク
- 国際養子縁組の養子や養親のためのホットライン
- スペシャル・ニーズ養子をもつ養親たちのためのホットライン

州や地域のレベル

- 地域の臨床心理士
- 地域ごとのサポート・グループ
- 教育アドボケートや家庭教師サービス

10 養親又は養子縁組機関の職員の研修専門機関について

①養親の研修はどのように行われていますか（プログラムの概要を含めて）

ワシントン州では、里親とアダプティブ・ペアレント(養親)を同時にリクルートする。したがって、この州では、フォスターケア児童を養子縁組する養親は、里親希望者と同じトレーニングを受ける。

ワシントン州では、Child Welfare League of America [CWLA] という95年の歴史を誇る全米規模の児童福祉団体の開発した PRIDE(プライド)という里親養育マニュアルを13年間使ってきたが、2014年、この伝統的なマニュアルをつかった里親教育に終止符を打ち、ワシントン州独自の、CCT(ケアギバー・コア・トレーニング)という24時間の真新しいカリキュラムを打ち立てた。

私立エージェンシーをとおしての新生児の養子縁組をする養親たちも、CCTなど、エージェンシーの提供するリソースのすべてを受け取ることができる。多くのエージェンシーが、養子縁組が成立してからも、養親の希望にそって、カウンセラーが相談に応じ、地域のペアレンティングのリソースとつなげて行く。

②養子縁組機関の職員の研修はどのように行われていますか

ワシントン州法は、養子縁組機関が職員に研修を与えることを義務づけている(WAC 388-147 条)

養子縁組機関は職員およびボランティアが各々の職務に就く前に、16時間の研修を受ける。研修時に、機関のポリシーや実務のプロセス、仕事の内容と役目が説明された後、児童虐待や地域のリソース、守秘義務、トラウマや行動障

害を持つ子どもたちのケア、薬物依存、ティーンのケア、などさまざまなテーマについての指導を受ける。

国際養子縁組の実務をする機関はハーグ条約に基づいた研修が義務づけられている。養子縁組機関は、研修内容をレポートとして認可機関（ワシントン州の場合は、ライセンス局 Department of Licensed Resources)に提出しなければならない。

11 養子縁組あっせんの対象となる子どもについて

対象となる子どもの制限は無い。ワシントン州法（RCW 26.33.140）にも「どのような子どもでも、養子縁組が可能である」ことが明記されている。

①法律による規定はありますか：ない。

a) 国内養子縁組の対象となる子どものタイプとその傾向

国内養子縁組の対象となる子どものタイプやその傾向は法律や規定の中に無い。

b) 国際養子縁組の対象となる子どものタイプとその傾向

・受入れの場合：対象となる子どものタイプとその傾向は、通常、子どもを送り出す国または米国と、子どもを送り出す国の協議のもとに決定する。

・送出しの場合：フロリダ州からの養子縁組件数が全米で一番高い。オーストラリア、カナダ、オランダがその対象国である。

C 実践

12 妊婦からの相談に養子縁組機関はどのように対応していますか

1) 養子縁組機関による対応（情報の提供や妊産婦の保護等）

民間の非営利団体が、地域ごとに妊娠の悩みなどの相談を受け付けている。このような団体は、基本的な姿勢として、生まれてくる子どもをどうしたいのかについては、自分の判断にまかせるようなカウンセリングの仕方を実践している。カウンセラー（コーディネーターのような役目をする人のこと）は、まず、妊婦からの情報を集める。妊婦には、「自分で子どもを養育する」「新生児を養子縁組させる」「妊娠中絶をする」という3つの選択肢についての情報

を与え、その選択肢についての説明がされる。カウンセラーは、妊婦が「生まれてくる子どもの養育」を選んだ場合は、妊婦と胎児の健康、出産後の安全な子育てのために、地域のリソースとつなげ、団体によっては、カウンセラーがケースマネジメントの役目をになって、妊婦が出産するまで、また出産後もサービスを与え続ける。カウンセラーからオープン・アダプションについての説明を受け、養子縁組を選択する妊婦たちには、担当のカウンセラーが与えられ、養子縁組が成立するまで、継続したサービスを受ける。法的に親権停止が成立するまで、基本的には実親はいつでも、目標を変えることができる。

2) 妊産婦を援助し保護する機関又は施設はどのように組織されていますか

妊産婦を援助するプログラムは州のレベルから地域のレベルまでさまざま、そのサービスや組織体系も千差万別である。州または郡政府の資金で運営している妊産婦の支援機関もあれば、教会や非営利団体が寄付や助成金を基にして運営している民間の機関もある。医療的、または経済的な援助だけを実施している機関もあれば、施設を運営し、カウンセリング、自立支援、職業訓練、薬物依存症治療まで、幅広いサービスを提供している機関もある。

3) 養子縁組機関とこれらの機関とはどのように連携していますか

上記(1)の内容にあるように、妊婦が「生まれてくる子どもの養育を自分がする」という選択肢をとった場合、妊婦と胎児の健康、出産後の安全な子育てのために、養子縁組機関のカウンセラーが妊婦を地域のリソースとつなげる役目をする。養子縁組機関は、その規模や機能により、サービスの充実度にも差があるので、機関が妊婦に与えられないサービスは、地域のほかの機関と連携して、補うようにしている。

13 子どもの親と家族又は第三者が養子縁組機関の援助を明確に希望するとき、家族が子どもを引取れない場合、どのような手続を踏んでどこに子どもを保護しますか

①その手続： 親や親族が養育できない子どもは、公的機関である Child Protection Services (日本の児童相談所にあたる機関が、州法にしたがって養子縁組準備の実践を担う。relinquishment (親権放棄)の書類が作成され、法廷での審問が開始する。

②保護から養親に委託されるまでの子どもの委託先はどこですか。その養育費は誰が負担しますか

子どもは, adoptive home 養子縁組を前提とした里親の家庭に委託される。連邦法にのっとり, Title IV E(タイトル・フォー・イー)という予算枠から里親に養育費が支払われる。

14 親子関係不明の子ども, 棄児, 孤児に対して後見人が選任されますか

米国では, 親子関係不明の子ども, 棄児や孤児は州政府が『親代わり』となるので, 後見人制度はもうけられていない。州が親権行使の権限を持つということ。(parens patriae の理念に基づいた考え方)

15 実親又は後見人による養子縁組の同意について

1) 子の出生後いつから養子縁組の同意をとることが認められていますか

ワシントン州の場合は, 州法で出生後48時間以降と決められている。米国50州では, ほとんどの州が出生後すぐから15日間と, 同意の期間を定めている。

ネイティブ・アメリカンの新生児は, 連邦法 (Indian Child Welfare Act) に, 実親の同意をとれるのは生後10日後と定められている。

2) 同意前に養子縁組に関する情報提供を法律は義務づけていますか

ワシントン州法は, 子ども情報を養親の候補者に提供することを義務づけている。公民にかかわらず, ケースワーカーなど, 子ども養子縁組の実務を担当する専門職が, 子どもの医療的, 家庭生活や社会的な背景, 法廷記録, メンタルヘルスにかんするレポート, などをできる限り収集しなければならない。養親に提出する資料に, 子ども実親の名前や住所を記載することは禁止されている。

3) 同意の形式や方法はどのように定められていますか

署名された同意書は, 署名の時点から48時間, もしくは新生児の誕生から48時間が経過した時に法廷に提出される。法廷からの認可が下りなければ養子縁

組は成立しない。これは、養子縁組成立の審判のために行われる手続きである。

4) 同意を撤回できる期限は定められていますか

定められている。法廷で養子縁組が正式に成立する前であれば、撤回が可能である。また、養子縁組が成立してから一年以内であれば、以下の条件を満たしていれば、法廷で撤回を要求することができる。

- 同意を求めた側に不正行為や強要があった。
- 同意をした者に精神的・心理的な障害が認められた。

5) 同意は親権の委譲を伴いますか。伴うとしたら手続きを代行する後見人を設置していますか

全ての養子縁組は、成立の前に、親権停止の手続きが完了していることが条件となっている。手続きを代行する後見人はいない。実親には法廷で弁護士を立てる権利が認められている。

16 子どもによる養子縁組の同意は何歳から必要とされていますか

14歳（ワシントン州法）

17 子どもの養子縁組の可能性を決定又は確認するための第三者機関はどこですか

裁判所。ワシントン州の場合は上級裁判所。児童相談所が関与するケースは dependency court（ワシントン州では、法定依存の児童を扱う裁判所）で、児童相談所が関与しないケースは family court（離婚訴訟などを行う裁判所）で養子縁組の手続きが遂行される。

18 養親希望者の相談と支援について

①情報提供に責任ある機関はどこですか

州からライセンスを受けた公民の機関。具体的には、児童相談所や民間の養子縁組機関。

②養親希望者への養子縁組に関する情報提供はどのような形で行なわれますか

米国50州のほとんどで、養親が児童の情報を見ることができるようになっている。ライセンスのある養子縁組機関が、収集した情報を養親に提供することが義務づけられているからだ。

子どもの生年月日、子どもがアダプションの対象になった状況や背景、子どもの発達や病気、メンタルヘルスに関する情報、法廷や学校の記録などがその例である。

養親は子どもの実親の名前や住所等の個人のアイデンティティ以外の情報も入手することができる。(例えば年齢と身体的/外見的な情報・人種・宗教・健康状態・学歴・職業・実親の他の子どもたちの情報)

③養子縁組機関は、養親希望者の申込みを受理する前、どんなことに配慮しますか

機関スタッフは、提供するプログラムなどについて、丁寧に説明をする。

ワシントン州の場合は、その養親希望者に与えるべき情報を州法の中に条項として纏められてあるが、内容は以下のようなリストである。(WAC388-147)

- 養子縁組の成立する前と成立後の継続したサービスについて。
- 研修の義務について。
- 子どものニーズと、マッチングの仕方について。
- 養子縁組のプロセスについて、段階ごとの説明。
- Federal Adoption Tax Credit (連邦政府に支払う税金の控除額)について。
- 機関への苦情などを提出する権利、そのステップについて。

④機関が援助を決定したとき、機関と養親希望者の権利・義務を明確にする援助契約を結びますか

Placement Agreement や Case Plan のかたちで援助契約を結んでいる。

⑤養親希望者の養子を育てる適性 aptitudeを知るためにどの機関が調査をしますか

- ・ 調査機関：州からライセンスを受けた公民の機関。具体的には、児童相談所や民間の養子縁組機関。

- ・ 調査内容を文書化したものがありますか

調査内容を文書化したものが Home Study（ホーム・スタディ）と呼ばれるレポートである。

⑥ 適性を評価する機関はどこですか

- ・ 評価機関：州政府からライセンスを受けた公民の養子縁組機関。機関内のホーム・スタディの訓練を受けたケースワーカーが適性を検査し実施する。
- ・ 評価基準を文書化したものがありますか

国内の養子縁組、そして国際養子縁組のホーム・スタディの内容、たとえば養親希望者への質問内容などは州ごとに、またはエージェンシーごとに少しずつ異なっているので、全米を通じての評価基準はない。

19 子どもに養親を選定するためのマッチングはどのように行なっていますか

①国内養子縁組の場合：

米国で「養親さがし」を必要としているのは、児童保護局の管轄にある子どもたちである。国内の私立のエージェンシーからの新生児の養子縁組については養親を特にリクルートしていない。アメリカ国内からの健康な新生児を求めている大人の数のほうが、子どもの数を上まわるからである。

以下の3つの活動は、全米各地の児童保護局が、養子縁組をする親を探し当てるために取り入れている活動である。

- 1) General Recruitment [概括的なリクルート] は、マスメディアやイベントやビルボードなどを使ったキャンペーンで。
- 2) Child-specific Recruitment [子どものニーズに見合った詳細なリクルート] を実施するには、子どもの置かれているニーズを理解し、ケースワーカーが養親とのマッチングをするなどがその例。
- 3) Target Recruitment [対象を明確にしたリクルート] は、地域の中で養子縁組の

最も必要とされる一定のカテゴリーに属す子どもたちのニーズに答えることができる家庭、もしくは養育能力やスキルを持っている大人を探しあてマッチングまでに到達させる方法。

② 県境を越えて広域的に行われる場合：

全米50州に、ICPC (Interstate Compact という公的機関) のオフィスがある。州と州の合意のもとに築かれた契約を実行する事務局である。子どもの養親になれそうな親族が州外にみつかった時、その州のICPC オフィスに連絡をとり、親族のホーム・スタディを実施してもらうのだ。養親広域リクルートのための米国の仕組みである。

ワシントン州 ICPC オフィスのホームページ

<http://icpcstatepages.org/washington/foster-care/>

米国では、年長の児童やスペシャル・ニーズの児童の養子縁組を促進するために、インターネットを使った養親サーチを実施している。すでに親権を剥奪されている子どもたちの写真やプロフィールをウェブサイトに掲載し、ホーム・スタディの終了している養親候補者や、一般の大人が見れるようになっている。担当のソーシャルワーカーの連絡先、子どもの正確や趣味なども詳細に記載されている。NWAE (North West Adoption Exchange 私立の NPO) などがそのホームページの例である。

<http://www.nwae.org/?tn=1>

③ 国際養子縁組の場合：

・ 外国から来る子どものマッチング

養親希望者は、ホーム・スタディの中に自分の希望する子どもの特徴についても記載する。養子縁組機関が、子どもを送る側のエージェンシーに連絡をとり、マッチングを依頼する。子どもにかんする情報が文書や写真、フィルムなどの形態で送られてくる。その内容によって、養親希望者は、子どもを養子として迎え入れるかどうかを決定する。

20 養子縁組の審判前の養育期間中の養子縁組機関による子ども，その実親および養親に対する支援はどのように行われていますか

実親に対する支援

1997年，ASFAという連邦法が樹立し，実親が子どもを12ヶ月以内にとりもどせないと，裁判所は，子どもたちのために養子縁組などの長期のプランを立て始めるようになった。子どもにとって最上のプランは，親元にもどることだ。そのゴールを達成するために，ソーシャルワーカーたちは，親たちに家族再統合に向かったプログラムを提供する。麻薬更生のためのプログラム。ペアレンティング。DVのカウンセリングなどがそのプログラムの一例だ。幼少時に虐待を受けて育った親たちは，臨床心理士から治療を受ける。子どもを里親や親族に養育してもらっているあいだに，実親たちは，自らの過去，PTSDや鬱症にセラピーをとって初めて立ち向かうことができる。何とか期間内に子どもたちを取り戻すことができるように，親を支援するのはソーシャルワーカーだけでなく，弁護士，麻薬更生やDVのプログラムのカウンセラーや，ペアレンティングのコーチだ。

養親に対する支援

フォスターケア・システムからの子どもを受け入れる養親への養育期間中の支援は，里親が受ける支援と変わらない。養親は研修と継続したケースワーカーからの支援を受けるのみ出なく，子どもに必要な教育やメンタルヘルスのサービスも受けることができる。養親には里親と同じレートで養育費が支払われ，子どもの託児費用や，その他の費用は，児童相談所によって支払われる。里親のためのサポート・グループなどの集まりにも参加することができる。

Federal Adoption Tax Credit (連邦政府に支払う税金の控除)や，FMLA (Family and Medical Leave Act)という1993年の連邦法により，雇用者は，家族の病気やその他のケアのために，従業員に12週間までの無給の「家族・医療休暇」を保障することが義務づけられた。この法律は，養親も適用することができる。

21 養子縁組成立後の予後調査および支援はどのように行なっていますか

1) 国内養子縁組の場合：

2) 国際養子縁組の場合

3) 親族間養子縁組の場合

上記の三種類の養子縁組が決定された後、1ヶ月に1度の家庭訪問と養親との面会をとおして、子どもの最善の利益が満たされているかどうかを確認し、裁判所に報告書を提出する。ほとんどの州が、その提出期限を6ヶ月と定めている。

22 養子縁組記録の保存と情報の開示はどのように行なっていますか

① 保存する情報に関する規定はありますか

情報保存にかんする規定は、各々の州の州法の中に明記されている。ワシントン州の場合は Washington Administration Code (WAC) という法律の388条の中に「情報の維持・管理とレポートに関する条項」を8項目にわけて規定している。

② どの機関が情報を管理し保存していますか

ライセンスのある、全ての公民の養子縁組機関。

23 情報開示の条件又は支援はどのように行なっていますか

養子への情報開示

米国のほとんどの州に21才以上の養子が自分の出生証明書のコピーを入手できるシステムがある。

養親への情報開示

米国50州のほとんどで、養親が児童の情報を見ることができるようになっている。

子どもの生年月日、子どもがアダプションの対象になった状況や背景、子どもの発達や病気、メンタルヘルスに関する情報、法廷や学校の記録などがその例である。

養親は子どもの実親の名前や住所等の個人のアイデンティティ以外の情報も入手することができる。(例えば年齢と身体的/外見的な情報・人種・宗教・健康状態・学歴・職業・実親の他の子どもたちの情報)

実親への情報開示

米国の27の州で、実親が名前や住所のような個人的なアイデンティティを除く、子ども

の医療的・社会的な情報を得られるようになってきている。15の州ではそのような情報を養子縁組された児童のきょうだいが求められるしくみもつくっている。

24 養親から徴収する養子縁組の費用に関する規則がありますか

ワシントン州法は、養子縁組機関が養親希望者にサービスが与えられる前に、養子縁組にかかる費用について説明することを義務づけている。(WAC: 388-147-1680)その費用には、以下の項目が含まれる。:ホームスタディの料金;養子縁組成立前の託児料金;養子縁組成立前と後のレポート作成のための料金;養子縁組のためにかかる、養親候補たちの旅行費用

25 子どもを委託された養親家族への社会的援助はどのように行なっていますか

①援助の内容:

養子縁組の成立前の養親家族への社会的援助

フォスターケア・システムからの子どもを受け入れる養親への養育期間中の支援は、里親が受ける支援と変わらない養親には里親と同じレートで養育費が支払われ、子どもの託児費用やその他の費用は、児童相談所によって支払われる。

養子縁組の成立後の養親家族、および子どもたちへの社会的援助

米国では、連邦と州政府の両方が養子縁組後の支援のための特別予算を組んでいる。アダプション・サポート(またはアシスタンス)とよばれる経済的な援助のプログラムが養子縁組の促進に役立つことがわかっているからだ。医療サービス、カウンセリングなど、子どものスペシャル・ニーズに対してのみ、援助が与えられる。

ワシントン州では、上記のサービスのほかに、月額補助金も支給して子どもたちとその養親を支えている。

②援助はいつから受けられますか

援助は養子縁組の成立前から、子どもが養親候補の家庭に委託された時点に始まる。

D 課題

26 法律又は実践において調査対象国で課題とされていることお書きください。

1. 米国では、年長の子どもや障害のある子どもたちなど、いわゆるハード・トゥー・プレース・チルドレン（委託が難しい児童）の養親探しのために努力をかさねてきたが、依然として、約102,000人の裁判所で親権剥奪の手続きを終えたフォスターケア・システムの子どもたちが、養親とのマッチングを待っている。これらの子どもたちの養子縁組を成立することが大きな課題である。
2. 近年、ワシントン州では、フォスターケアからの養子縁組の手続きにかかる時間を短縮する努力の一環として、里親へのホーム・スタディと養親のホーム・スタディを同一のものとした。（多くの里親が、養育している里子をそのまま養子として迎え入れるからである。）それでも、養子縁組の実務には慎重を期すので、子どものパーマネンシー確立に長い時間がかかっている。この時間短縮への工夫と実践の改善も課題である。
3. 三つ目の課題は、アダプション・サポートの内容の充実である。養子縁組成立後の子どもとその家族への支援が、州や地域、養子縁組の種類によって千差万別なので、より均等で公平な支援を目指すことが必要である。

参考資料

US Department of State; Annual Report, March 2015

Library of Congress, Law Library; “Adoption Law” June 2015

Washington Administrative Code (WAC) 388-147 1300 through 388-147-1730

Washington Administrative Code (WAC) 388-27-0015

Revised Code of Washington (RCW) 26.33.010 through 26.33.903

研究協力者

AMARA Parenting <http://www.amaraparenting.org>

Child Welfare Information Gateway <https://www.childwelfare.gov>

A 理念

1 養子縁組の目的：「全ての養子縁組は正当な理由によらなければならない。子どもの養子縁組はその最善の利益および国際法が認める基本的権利を尊重しなければならない。」（民法 344-1 条）

2 養子縁組の実務に関する基本的方針・位置づけ：「養子縁組は、第一に子どもに家族を与えるものであり、家族に子どもを与えることではない。フランス語共同体デクレは、養子縁組の代替性の原則および国際養子縁組では二重の代替性の原則を尊重し、実務方針を定めている」（フランス語共同体デクレ 1 条）。

B 体制

3 養子縁組に権限ある当局とその任務について

- ・ 連邦レベル：法務省連邦民生局、連邦中央当局としても指定されている
- ・ フランス語共同体レベル：青少年援助局（Direction générale de l'aide à la Jeunesse 内の Direction de l'adoption を共同体中央当局としても指定している）

4 連邦中央当局と共同体中央当局の任務：

- ・ 連邦中央当局の任務：①情報提供（外国中央当局への情報提供，共同体中央当局が管理するファイルの情報を管理）②調整（共同体中央当局および他の権限ある連邦機関と定期的会合する・国際的組織と協力体制をもつ）③承認（外国で成立した養子縁組の承認，ハーグ条約の定める一致の証明書を外国機関へ送付）④登録と統計管理（養子縁組の登録を中央で管理，一致の証明書の交付，国内・国際養子縁組統計の管理）
- ・ 共同体中央当局の任務：①情報提供（統計を連邦中央当局へ，養子縁組の一般的情報・手続に関する情報を提供）②養子縁組機関の認可資格の付与 ③養親志願者の準備研修 ④養親志願者の社会調査 ⑤認可機関に頼らない個人的国際養子縁組の

申請書類の作成を指導し管理する。⑥出身国の権限ある当局とマッチングの調整、委託後調査の監督。

5 養子縁組機関：(養子縁組の仲介又は養子縁組前提の委託を許可された機関)

- ・ 公的養子縁組機関：許可された行政機関はなく、養子縁組業務は民間に委任。
- ・ 民間養子縁組機関：全国で7機関あり、フランス語共同体に2機関、フラマン語共同体に5機関があり、すべてに国際養子縁組の仲介が許可されている。1機関は障害のある子どもを専門とする。ドイツ語共同体とブリュッセル二か国語地区には、養子縁組機関が設置されていないため、他の共同体の認可機関を利用する。

6 民間の養子縁組機関の認可の条件（フランス語共同体の場合）

組織：非営利のアソシアション又は国際公益法人（公法の法人）とし、個人を認めない。団体はフランス語共同体又はブリュッセル首都二か国語地区にあること。

理念：子どもの最善の利益と基本的人権の尊重

職員：コーディネーター¹ 1名、少なくともソーシャル・アシスタント1名、心理学の学位取得者1名、医学博士1名。これらの多職種チームで養子縁組の実務を行う。職員は信頼に値する徳性を備え、養子縁組分野の研修を受講又は経験を積んだ職員の指導を受けること

設備と実務：共同体政府が定める基準を満たすこと

- ・ 国際養子縁組の認可申請には、国際養子縁組に関する書類を提出する。それには、関係国の法律の仏語訳、権限ある当局の所在と現地の協力者の身元の証明、機関と現地の協力者との契約書、現地の状況に関する共同体政府の質問票への回答、現地の機関の任務に関する報告書等を提出すること。
- ・ 認可資格の審査と決定：認可資格委員会が審査し、共同体政府が認可、更新又は取消しを決定する。組織の認可資格は5年の期限で授与し、更新を可能とする。

¹コーディネータには、a)バカロレア取得者又は教育学又は社会福祉の高等教育修了証を有する者、ただし、司書や資料保管係の資格は含まない b) 人間・社会科学分野の修士又は学士 c) 経済学又は応用経済学の修士又は学士号を有する者

・養子縁組機関の任務：

- ①養親志願者と契約を結び、マッチング、養子縁組手続と縁組後の支援に関する機関の支援と志願者の義務を明確にし、請求する費用明細と契約解消の方法を示す。
- ②養親志願者および子どもそれぞれの書類ファイルを作成する
- ③共同体中央当局へ報告と書類送付の義務（全ての変更、子どもに関する情報・養子縁組計画および待機する養親志願者のリストの写しを送付、年間活動報告提出）
- ④証拠書類を添付した収支報告 ⑤法律的問題解決、心理的治療を必要とする子に専門機関の援助を求めること。⑤専門職員は共同体中央当局が企画する継続研修、専門家のスーパービジョンを受けること。⑥中央当局が企画する調整会議に参加する。

7 認可された養子縁組団体に国又は自治体の財政的援助がありますか。

1) 助成：許可するとき、共同体政府は以下のように助成する（アレテ 15 条）

- 国内養子縁組を許可された機関には、物価指数スライド制で 84,150€
- 国際養子縁組を許可された機関には、物価指数スライド制で 135,660€
- ハンディキャップのある子どもの養子縁組を許可された機関には、物価指数スライド制で 82,620€
- 2 機関が合併するとき、物価指数スライド制で 163,300～271,320€を支給する。

2) どのような経費が助成されますか。

- 人件費：コーディネーター、心理職、ソーシャルワーカー、事務職員に専門資格と勤務年数に応じて定められた料金表に基づいて支給する。
- 事業費：チームメンバーの研修とスーパービジョンに対する経費、活動費、外国機関の協力関係を維持する費用、現地にいる外国のコラボラターの移動、滞在および研修費、機関が外国から承認されるための費用等
- 縁組後支援にかかる費用、施設賃貸料、電気・水道・燃料、行政手続、保険料等

8 最近、養子縁組前提で委託された子どもの数

- ・2013 年度フランス共同体の統計では（2013 年度フランス共同体活動報告）
国内養子縁組前提の委託数：35 件

国際養子縁組前提の委託：108件（内、親族間養子縁組前提の委託は5件

送出した子の数：記載なし

・2005年9月1日～2015年9月17日の全国の養子縁組前提の委託数

国内養子前提の委託数：4290件（同性カップルの国内養子縁組が増加）

国際養子委託数：3748件（出身国の養子候補児が減少、特別ニーズのある子どもの割合が高くなり、養親志願者数も減少している）

年齢：4歳未満＝76.20％，4～15歳＝19.34％，15歳～18歳＝1.01％，成人＝3.44％，

出身国：エチオピア，南アフリカ，中国，コロンビア，ロシア，ハイチ，フランス

等97か国（司法省連邦民生局統計）

10 養親家族又は養子縁組機関の職員の研修専門機関について

1) 養親のための研修はどのように行われていますか

4つのタイプの準備研修を共同体中央当局が企画している：

a) 初めての非親族間養子縁組の基礎研修（2013年度の定員450，申込数369件）

b) 2度目の非親族間養子縁組の任意研修：（申込件数24件）

c) 親族間養子縁組の研修：（定員150，申込件数158件）

d) 国際間の親族間養子縁組の研修：（申込件数18件）

e) ハンディキャップのある子どもの養子縁組の研修

（2013年仏語共同体活動報告から）

a)は、国内および国際養子縁組を希望する単身者又はカップルの養親希望者に対する研修で2つのグループ研修と面接から成る基礎研修で、最初に情報提供を目的とするグループ研修が参加者20組規模で行われる。内容は、国内・国際養子縁組の法律、文化、倫理、人間的側面について学ぶ。1回4時間を2回連続で受講する。次に、10組規模のグループで行なわれる強化研修を1回4時間、3回連続で受ける。内容は養子縁組の心理的、家族的、関係性の影響について学ぶ。最後に、申請によって行なわれる2回の個別面接がある。面接をする者は研修の講師であるアニメーターである。アニメーターは専門資格があり、有資格者によって面接が行なわれる。この一連の研修・面接は4ヶ月以内で行なわれるが、例外的に2ヶ月の延長が可能。

c) の研修は、初めて親族間養子縁組を希望する者に対して行われるもので、情報提供と強化研修をかねた4時間のセミナーで、10組以下の小規模グループで行なわれる。

d) は、共同体中央当局によって行われる任意の面接と2回のグループ強化研修。

e) は、養子縁組の法律、文化、倫理、人間的側面を学ぶ研修およびハンディキャップのある子どもの養子縁組の特殊性を学ぶ目的で行なわれる。情報提供集会にまず参加し、その後、グループの強化研修を3回連続して受講後、ハンディキャップのある子どもの養子縁組機関において面接を受ける。

・研修終了後、受講終了証が18ヶ月の有効期限で交付される。受講終了証のない者は養子縁組機関へ援助を申込みことも、養子縁組の申請もできない。

2) 養子縁組機関の職員の研修はどのように行われていますか

多職種チームのメンバーは、共同体中央当局が企画する継続研修の受講を義務づけられている。

11 養子縁組あっせんの対象となる子どもについて

1) 法律の規定はありますか

・18歳未満の子ども。

・民法の養子縁組の同意の規定から子どものタイプを知ることできる：

父母が養子縁組に同意した子ども、父母の一方が同意した子ども、後見人が同意した子ども（親子関係が不明の棄児、孤児、事実上施設や家庭に遺棄状態がある子ども等）

2) 国内養子縁組の対象となる子どもの傾向

ベルギーでは養親委託される子どもは4歳未満児で占められている。また、国内養子縁組では、養子縁組機関によるマッチングを必要としない継親養子縁組が多数を占めているが、そのような継親や親族でも、養子縁組の準備研修の受講が義務づけられている。

3) 国際養子縁組の対象となる子どもの傾向

・受入れの場合：出身国内で受入れる養親家族のない子どもを対象としている。最